

まちづくりガイドラインチェックリスト（住宅地編）

項 目		義務 努力	内 容	確認	備考	
1.緑化に関する事項	1-1	生垣等の設置	義務	・道路境界等に面する垣又は柵の構造は、生垣か、生垣又は高さ60cm以下の基礎の上に植栽を設けたもの。	<input type="checkbox"/>	
	1-2	シンボルツリーの植樹	義務	・道路から見えやすい位置にシンボルツリーを1本以上植樹。 ・敷地内の道路に面する部分に生垣や花壇を設けるなど、緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	
	1-3	駐車スペースの緑化	義務	・駐車場の仕上げは、芝生等と舗装材を組み合わせるなど、緑化を施したもの。	<input type="checkbox"/>	
	1-4	前面道路部分の緑化	義務	・生垣・柵・土留め等と前面道路との間のスペースなどは緑化すること。	<input type="checkbox"/>	
	1-5	推奨樹木	努力	・敷地内に植樹する低木、中高木については、季節感のあるものを中心に、推奨樹木とする。	<input type="checkbox"/>	
2.景観に関する事項	2-1	建物等の色彩	義務	・建物の外壁や屋根の色、建物に付属する物置、カーポートなどは、落ち着きのある中間色とする。	<input type="checkbox"/>	
	2-2	屋外広告物	義務	・自己の用に供する屋外広告物を設置する場合は、その色・位置等について、景観に配慮したものとする。	<input type="checkbox"/>	
	2-3	付属建築物の制限	義務	・物置・自動車車庫等の付属建築物を、道路部分に隣接して設置せず、道路境界及び隣地境界から指定の距離を確保すること。	<input type="checkbox"/>	
	2-4	建物外壁等の後退	義務	・建物の外壁又はこれにかわる柱の面からの距離は、敷地境界線までは前面道路の幅員に応じて定める距離以上、隣地境界線までは1.0m以上としてください。（幹線道路・補助幹線道路沿いは1.5m以上）	<input type="checkbox"/>	
	2-5	その他外構のデザイン等	義務	・駐車スペースを設ける目的で新設する土留めは、自然素材か自然石の素材に近い素材を用いる。 ・前面道路部分（歩道を含む）の土留めはブロック等の直積みとせず、一定の勾配を設けてください。また、既存の土留めとの連続性（素材、勾配等）に配慮する。	<input type="checkbox"/>	
4.その他の事項	4-1	環境共生への配慮	努力	・住宅及び外構の舗装などに、リサイクル資材を使用するよう努める。 ・住宅においては、環境負荷の軽減を図るため、エコシステムの導入を積極的に進める。	<input type="checkbox"/>	

まちづくりガイドラインチェックリスト（沿道街区編）

項 目		義務 努力	内 容	確認	備考	
1.安全・快適に関する事項	1-1	建物外壁の後退	義務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離は、全面道路の幅員に応じて、定める距離以上とする。 	<input type="checkbox"/>	
	1-2	たまり・憩いのスペースの設置	努力	<ul style="list-style-type: none"> ・来街者にとって快適な空間を提供するため、地内の幹線 補助幹線道路に面する部分等に、たまりや憩いのスペースを設けること。 	<input type="checkbox"/>	
	1-3	建物及び敷地周囲の修景	努力	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の周囲や建物の足回りなどは、植栽やストリートファニチャーなどを設け、通りのにぎわいの創出に配慮すること。 	<input type="checkbox"/>	
	1-4	アプローチ部分の仕上げ	努力	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や敷地へのアプローチは、バリアフリー化に配慮すること。 ・アプローチ部分は、個性とにぎわいのある空間づくりに配慮すること。 	<input type="checkbox"/>	
	1-5	店舗等のデザイン	努力	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面等の修景に努め、街並み景観の向上に配慮すること。 ・花壇やフラワーポット、夜間照明(建物や植栽のライトアップ等)の設置により、街並みに色彩の豊かさ、にぎわいと個性を演出するよう配慮すること。 	<input type="checkbox"/>	
2.景観に関する事項	2-1	建物の色彩	義務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は周辺的环境に調和した落ち着いたもの(中間色)とすること。 	<input type="checkbox"/>	
	2-2	付属建築物(物置等)、工作物設置の制限	義務	<ul style="list-style-type: none"> ・付属建築物及び工作物は、幹線道路から2.0m、補助幹線道路から1.0m後退してもうけること。 ・高架水槽、クリーニングタワー等の建築設備は、ルーバー等で覆い、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所から容易に望見出来ない構造とすること。 	<input type="checkbox"/>	
	2-3	駐車場・駐輪場周囲の緑化	努力	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場の周囲は、生垣や植栽などにより緑化し、景観を阻害しないよう配慮すること。 	<input type="checkbox"/>	
	2-4	屋外広告物を設置する場合の配慮	義務	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物については、地上から著しく高い位置や建物から著しく突き出した位置への設置、過大な看板等は設置しないこと。 ・景観の調和を乱す看板類は設置しないこと。 ・点滅を繰り返すような照明は用いないこと。 	<input type="checkbox"/>	
3.その他の事項	3-1	環境共生への配慮	努力	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル資材等の活用、エコシステムの導入を積極的に進めること。 ・屋上緑化、壁面緑化など、敷地内の緑化に努めること。 	<input type="checkbox"/>	